

## よくあるご質問

### ○出産応援給付金は市販の妊娠判定薬陽性でも申請できますか？

支給要件として「産科医療機関を受診し、医師が妊娠の事実を確認」することとしていますので、受診後に妊娠届出をしていただき、面談時に申請書等をお渡しします。

### ○市の面談を受けないと申請できませんか？

原則、妊娠届出時と出生後1～2か月後の赤ちゃん訪問による面談を行った方が給付金支給の対象となります。入院等やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

### ○妊娠届出後に転入出した(する)場合の出産応援給付金はどうなりますか？

令和4年4月～令和5年2月19日までに妊娠届出を提出した場合は、妊娠届出時の住所ではなく申請時点で住民票のある市町村に申請し、出産応援給付金を受け取れます。

令和5年2月20日以降に妊娠届出をし、まもなく転出する場合は、安曇野市・転出先のどちらか\*で申請することができます。なお、転出先での申請を希望する場合は再度転出先での面談が必要となることがありますのでご確認ください。

安曇野市に転入し、申請を希望する場合は面談後に申請書類をお渡しします。

### ○出産後に転入出した(する)場合の子育て応援給付金はどうなりますか？

令和4年4月～令和5年1月末までに出産した方は出産時の住所ではなく、申請時点で住民票のある市町村に申請し、子育て応援給付金を受け取れます。

令和5年2月以降に出生し、安曇野市での赤ちゃん訪問を受ける前に転出した場合は転出先での面談後に申請ができます。赤ちゃん訪問後に転出する場合は安曇野市・転入先のどちらか\*で給付を受け取ることができます。なお、転出先での申請を希望する場合は、再度転出先での面談が必要となることがありますのでご確認ください。

安曇野市に転入し、申請を希望する場合は面談後に申請書類をお渡しします。

**\*いずれの給付金も複数の市町村から二重に受け取ることはできませんのでご注意ください。**

**また安曇野市は現金給付ですが、クーポンを実施する市町村もあります。**

### ○申請書は郵送で受け取ることはできますか？

令和4年4月～令和5年1月末までに出生した方には出生応援と子育て応援両方の給付金申請書を、令和5年2月19日までに妊娠届出をされ出生に至っていない方には出生応援給付金の申請書をお送りします。それ以降の方は妊娠届出時や赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします。

### ○申請はだれが行ってもいいですか？

出産応援給付金の申請者は妊婦(母親)、子育て応援給付金の申請者はお子さんを養育する方となります。

### ○申請はいつまでにしなくてははいけませんか？

申請には期限があり、妊娠届出日や出生日、給付金の種類により異なります。対象となりましたら早めに申請をお願いします。なお、事情により申請が遅れる場合はご相談ください。

### ○申請してからどのくらいの期間で振り込まれますか？

申請書等に不備がなければ1か月程度で振り込まれます。口座振り込み手続きが完了すれば、お知らせが郵送されます。